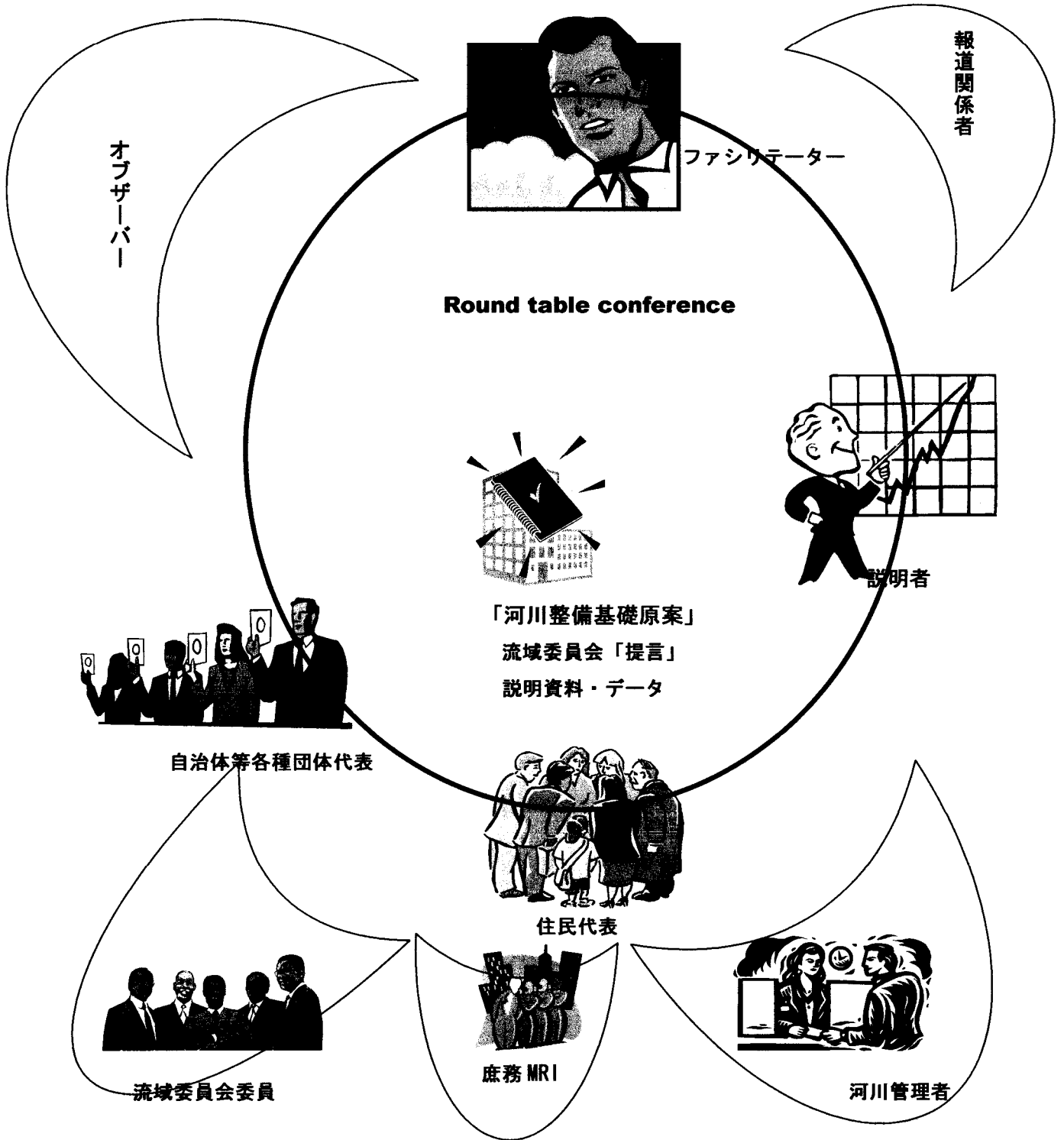


対話集会イメージ図

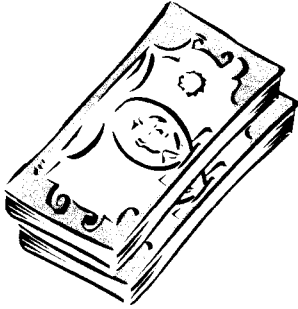


対話集会



やってはいけないこと

1. 裏取引
2. 金品の授受
3. 利権の奪い合い



合意形成を目指して・連携と協働

1. 新しい社会の創造にチャレンジ
2. 科学データに基づく研究と討論
3. 不安を取り除くねばり強い努力
4. 多様な意見のハーモニー・交響楽
5. 意見の主張・対立から合意形成



1. 対話集会の理念と目的

1.1 対話集会の理念

今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。対話集会は、河川整備計画および事業における連携・協働の実践の場である。

1.2 対話集会の目的

「河川整備計画基本方針」に基づいて作成された「河川整備計画基礎原案」をもとに住民が連携・協働して審議し、近畿地方整備局が住民意見を反映して「河川整備計画」を作成する。対話集会は基礎原案から整備計画を策定する段階で開催される。この目的を達成するために、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要で、住民との意見交換が継続的に行われるような、「連携・協働のメカニズム」として構築されたものである。

2. 対話集会の運営方針（別冊提言 030516 版にもとづいて運営される）

2.1 法的根拠

法令に基づく手続である。（河川法第 16 条の 2 に位置付けられる【参考】の図を参照）

2.2 会議形式

円卓会議の形式で行う。いわゆる「説明会」や「公聴会」ではなく、河川管理者と住民、住民間どうし、河川管理者・住民と自治体代表等の対話を通して、河川整備計画の合意形成を計るのであるから、会議形式はラウンドテーブルとして参加者の立場が公平平等であることが必要である。

2.3 公開会議

会議は公開として、議事録、会議資料はすべて公開する。

2.4 司会進行

司会進行役（ファシリテーター）は、参加者全てに対して中立公平を保つことが大切で、しかも、多様な意見を取りまとめて合意形成を導くことが求められる。適宜、臨機応変に参加者の意見を引き出し、論点をまとめ、合意点と対立点を整理しながら、意見対立の調整を図り妥協点を見出すことが求められる。必要に応じて、タスクフォースを設置したり、資料やデータの提出を求め、ワークショップや現地視察、専門家の意見を聴き、さらに、参加者以外の利害関係者・関係機関等を招聘して意見を聴くなどして、合意形成に努める。

3. 対話集会の具体化（別冊提言 030516 版にもとづいて運営される）

3.1 ファシリテーターの選任

ファシリテーターの選任においては、流域委員会に諮問して、「候補者リスト」を作成し、河川管理者が候補者リストの中から選任し委嘱する。（ファシリテーターと河川管理者との間で一定の契約【業務指示書】を確認することが望まれる）

3.2 テーマリストの作成（テーマ・議案の提供）

対話集会で検討されるテーマあるいは議案について、河川管理者はあらかじめ流域委員会に諮問し、「テーマリスト」を作成する。テーマリスト作成において、流域委員会は「流域部会」および「テーマ部会」に諮り、テーマを絞り込む。河川管理者は緊急性、重要性、容易性等を勘案して、随時実施していく。

テーマリストは、具体的なテーマを記載すると同時に、次に述べる会議形式、参加者の選任基準、人数、開催場所・時間、回数等、河川管理者が決めなければならない細部について必要な助言等を記載する。

3.3 参加者選定と（人数、選定基準）選定者

対話集会に参加する参加者の選定は、テーマおよび地域によって異なるので、上述のテーマリストを作成する段階で、流域委員会は参加者選定の考え方・地域の範囲や人数等必要な事項を助言する。

参加者の選定は、河川管理者が流域委員会の助言を参考にして決定する。また、これまでの委員会等の傍聴者や意見を寄せられた人々、一般公募によって参加希望者を募ることも必要であろう。参加者への委嘱、連絡通知、費用負担（参加者の交通費等）等については通常の行政手続による。

専門知識とある一定の意見を持っている人、（意見や考えを代表する）住民団体・組織の代表、学者・文化人・宗教家、地方自治体代表、関係団体代表、一般応募者、委員会傍聴者、委員会への意見投稿者等をリストアップしてその中から厳選する。一般公募の場合は、あらかじめ応募者に希望理由等の提出を求めることもある。

参加者の選任で会議の方向が決まるような選定は、会議そのものを不毛なものにし、客観的な信頼感と権威を失うことになる。出来る限り公平中立でしかも活発な討論が展開されるよう選定には気を使わなければならない。

3.4 会議開催場所、会議時間、回数等

会議開催場所、会議時間等はファシリテーターの意向を受けて決定される。会議の回数は内容によって、ファシリテーターの意向を受けて、河川管理者が決める。

3.5 ファシリテーション

最も重要で困難な問題は、合意形成が得られなく、ファシリテーターが「対話集会」を継続することが不可能と判断した場合の措置である。なお、合意形成についての流域委員会の考え方は別に取りまとめられているのでそれを参考にされたい。

別冊提言 030516 版には「5. 意見が対立して一定の結論に導くことが困難な場合の取り扱い」（ページ 6）において、ファシリテーターはその結果を河川管理者と流域委員会に報告し、河川管理者は流域委員会に検討を依頼し、流域委員会でそれらを検討して、河川管理者に審議結果を報告する。河川管理者はその報告をもとに最終的な判断をする。また同 6. 判断基準のめやす」が記述されているので、それらを尊重されて、河川管理者が最終の意思決定をなされるべきものと考えられる。

3.6 最終意思決定（住民意見の反映）の態様

対話集会の結論を得て、河川管理者が意見を反映する態様として、次のような場合が想定される。いずれの場合にも内容には幅があり、字義どおりの判断は避けるべきであることは言うまでもない。対話集会出席者も流域委員会も河川管理者のより柔軟な姿勢と誠意と信頼の絆がより一層固くなるよう努力が望まれる。

- (1) 基礎原案で合意する（修正意見等を含む）あるいは計画の中止を合意する。
- (2) 提案や代替案を採用することで合意する。
- (3) 合意に達しないので計画の実施を留保する。
- (4) 合意に達しないので計画を中止する。
- (5) 合意に達しないが計画は実施に移される。

3.7 その他の事項

対話集会の持ち方で、ダム問題のように、利害関係が色濃く反映される場合、参加者の人選だけで方向が決まってしまうたり、人選それ自体が問題となって実質の審議に入れられない恐れもある。この場合は次のような会議形式が考えられる。

全く利害関係を持たない 10 から 15 名程度の委員を選んで、一種の陪審員裁判のような形式で行うことも考えられる。少数の各界の有識者で構成された委員で構成される陪審員裁判形式も考慮されてよい。会議は一種の裁判のような厳粛な雰囲気の中で進められ合意形成は委員の多数決で決せられることになる。

反対に、自由参加として、住民大会の如く利益代表者がそれぞれの意見を直接ぶつけ合って討論することも考えられる。この場合は、直接民主的で関係者の納得や充実感は得られるが、合意形成に重点をおくと、テーマによっては会議は大荒れになることもあり会議運営は難しいことが予想される。

参加者を選定する上述の 3.3 の方式は二つの方法の中間的な運営方法と考えられ、両方の欠点と長所を持っている。流域委員会はテーマごとに如何なる方法を選択するかを河川管理者に助言することが必要である。

4. 今後の課題

「河川整備計画」の策定に「基礎原案」の段階から住民の参加を求め合意形成をはかる今回の「対話集会」は多くの困難と未知の分野を含んでいる。流域委員会は河川管理者とともにここまで住民参加のメカニズム（連携と協働の場）を作って、あとは河川管理者にお任せとはいかないだろう。河川管理者にとっても流域委員会にとっても実はこれからが本番と言うことになる。流域委員会の果たした役割はこの「対話集会」にかかっている。

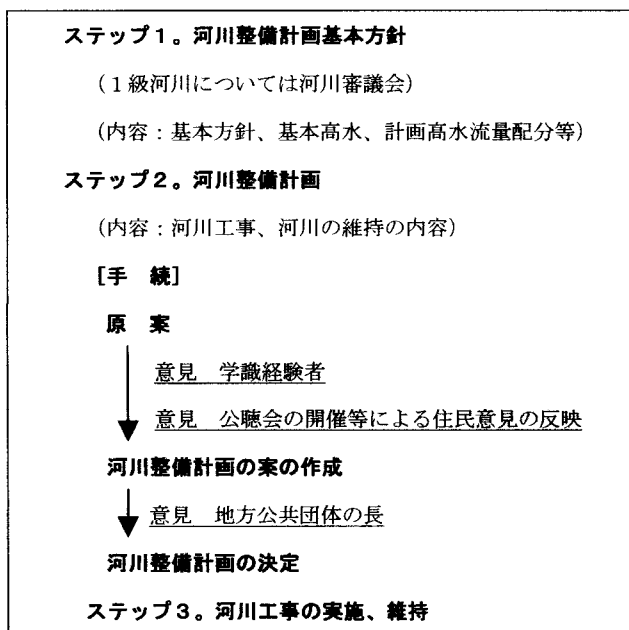
流域委員会の継承と発展こそが「合意形成」の真の意味ではないだろうか。

【参考】近畿地方整備局の提案する「基礎原案」の位置づけと今後の住民意見の反映の方法とその結果の取り扱いについて

これまでの流域委員会における審議過程（提言のとりまとめと第1稿・2稿および基礎原案の審議）と近畿地方整備局の「基礎原案」の位置づけを、河川法による「法令に基づく手続き」をもとに、両者の関係を下の図で示す。今後、「基礎原案」に対する住民意見の反映の方法とその結果の取り扱い、および、流域委員会が「提言別冊（030516版）」において提案した「対話集会」の法的手続きの根拠としたい。

なお、下の2枚の図は必ずしも整合していないが、近畿地方整備局の基礎原案がより、提言別冊の趣旨を生かしているので、「基礎原案」によって実施されるものとする。

河川法上の位置づけ



「基礎原案」での位置づけ（「基礎原案」 0ページと1ページ「はじめに」から）

